

群馬大学大学院医学系研究科マラリア間接蛍光抗体検査受託規程

平成16. 4. 1 制定

改 正 平成20. 4. 1 平成26. 4. 1

平成29. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科において、外部から受託を受けて行うマラリア間接蛍光抗体法による検査（以下「検査」という。）については、この規程の定めるところによる。

(検査の申込み)

第2条 検査を受託しようとする者（以下「受託者」という。）は、別紙様式1のマラリア間接蛍光抗体検査申込書に必要事項を記載の上、検査材料を添えて提出しなければならない。

(申込みの受理)

第3条 前条の申込があったときは、教育研究に支障のない限り受理するものとする。

(検査料)

第4条 検査料は、1検体 2,160円とする。

第5条 検査料は、前納しなければならない。ただし、国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体から受理する場合であって本文の規定によりがたいときは、この限りではない。

第6条 既納の検査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(結果の通知)

第7条 検査を完了したときは、医学系研究科医科学専攻国際寄生虫病学講座を担当する教授は、その結果を別紙様式2により委託者に通知するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

| | | | |
|--|----------|--------|----------|
| マラリア間接蛍光抗体検査結果通知書 No 平成 年 月 日 (検査依頼者) 殿 検査結果は下記のとおりです。 | | | |
| 被検査者氏名 | | 検査受付番号 | |
| 検査受付年月日 | 平成 年 月 日 | 検査年月日 | 平成 年 月 日 |
| 検査標本 | | | |
| 検査方法 | | | |
| 検査結果 | | | |
| 考 察 | | | |
| そ の 他 | | | |
| 群馬大学大学院医学系研究科国際寄生虫病学講座 教授 ㊟ | | | |